

通所

区分	内容	回答
全般	総合事業へ移行の際の契約書のひな形は提示していただけるのでしょうか。	従来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護のものを参考として各事業所で定めてください。
全般	・利用者様のサービス提供時間(何時間以上等)に、決まりはありますか？	訪問型サービス(予防訪問相当)、通所型サービス(予防通所相当)については現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同様に月額総報酬制であるため、1回の訪問や利用ごとの提供時間が何時間以上といった決まりはありません。あくまでもケアプランに基づいて必要と認められた時間、サービス提供を行っていただくこととなります。  訪問A(緩和基準)については、資料に記載のとおり、45分以上60分程度の身体介護を伴わない訪問となります。
	・現行の加算等はずきますか？	予防給付相当の訪問型サービス、通所型サービスについては加算、減算ともに現行の予防訪問介護、予防通所介護と同様となっています。  訪問A(緩和基準)については初回加算、同一建物減算のみ対象となります。
全般	現在、日野市のご利用者がいますが、区変で要介護から総合事業に変更となった場合でも、みなしで利用契約できるのでしょうか？	平成27年3月末時点で介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けており、訪問型サービス(予防訪問相当)・通所型サービス(予防通所相当)のみなし指定の対象となっている場合、みなし指定の効力は全国に及ぶため、日野市の利用者を受け入れることは可能です。  みなし指定の対象となっていない事業所は、保険者である日野市に対し総合事業の指定申請を行い、指定を受けた後であれば受け入れが可能です。 ただし、自治体によってはみなし指定以降の追加指定を行わない場合もあるようですので、事前に保険者市町村にご確認ください。 なお、区域外事業所に係る総合事業の指定は、地域密着型サービスの指定と異なり、事業所所在地の市町村の同意は要件とされていません。
全般	・訪問、通所に関してご利用様が緩和Aにするのか、現行のままなのか どちらを選ぶ又は該当するのかというのは事業所が判断するのか、若しくはケアマネジャーが決定するのか？	どういったサービスを利用するかは利用者の希望や心身の状況のアセスメントに基づいてケアプランにより決定されます。

通所

区分	内容	回答
	<p>・加算について：平成28年3月以降も現行と同じ加算が設定されているのでしょうか。 また、新たに加算を申請する際の留意点等はございますか。</p>	<p>訪問型サービス(予防訪問相当)、通所型サービス(予防通所相当)については加算、減算ともに現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同様となっています。 訪問A(緩和基準)については初回加算、同一建物減算のみ対象となります。</p>
	<p>・総合事業へ移行する際の契約書・重要事項説明書について それぞれの内容について変更すべき点、項目はどのようなものがございますか。</p>	<p>訪問型サービス(予防訪問相当)、通所型サービス(予防通所相当)については基準や報酬も現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同様の内容ですので、サービス名称等を修正するほかは従来と同様の内容になるものと考えています。訪問介護と介護予防訪問介護、訪問型サービス(予防訪問相当)、通所介護と介護予防通所介護、通所型サービス(予防通所相当)はそれぞれ一体として利用者数をカウントしますので、運営規程も一体のものとして作成することが可能と考えます。</p> <p>訪問Aに関しては基準や報酬が異なるほか、利用者数も別カウントしますので、運営規程を別に作成していただく必要があります。 また、訪問Aは介護予防訪問介護の運営規程等を参考にしつつ、単位数が異なること、加算・減算が初回加算、同一建物減算のみとなることから、利用料金の記載を変更する必要があります。その他、身体介護を伴わない生活援助のみのサービスであることを念頭において表記を見直していただく必要があると考えられます。</p>

通所

区分	内容	回答
報酬・加算	<p>また、地域密着へ移行する施設についても契約書・重要事項説明書の変更は必要でしょうか。</p>	<p>○利用料の改定について                      地域密着型通所介護は現在の通所介護の小規模型と同単位数となっているため、これまで小規模型で単位を算定していた事業所は利用料の変更等はありません。しかし、利用定員は19人未満でも前年度の1月当たりの平均利用延人員数が300人を超えていて、これまで通常規模型等で報酬算定していた事業所は利用料が変わることとなります。このため、利用料部分を改定し、利用者に説明、同意を行っていただく必要があります。</p> <p>○通常の事業の実施地域について                      地域密着型に移行後は原則として八王子市の被保険者又は八王子市に住民登録のある住所地特例対象者しか利用することができなくなります。このため重要事項説明書等の「通常の事業の実施地域」に市外住所が含まれている場合、本来は市外住所の記載を削除する改正が必要となります。</p> <p>しかし、平成28年4月に地域密着型通所介護に移行するのは、介護部分のみであり、予防部分は介護予防通所介護のまま残ることとなります（介護予防サービスは広域型であるため平成28年4月以降も新規の他市被保険者を受け入れ可能です）。</p> <p>また、平成28年3月末時点で該当事業所を利用している他市の被保険者に関してはみなし指定により平成28年4月以降も継続して利用が可能とされています。</p> <p>こうしたことから平成30年3月末までの間は各事業所の実状により、通常の事業の実施地域に係る改正を延期することができる取扱いとします。（ただしこの場合であってもみなし指定の対象となっていない他市被保険者（要介護者に限る）が該当事業所を新規に利用する場合は保険者市町村への指定申請や八王子市の同意が必要となります。）</p> <p>なお、通常の事業の実施地域を変更したことのみをもって、ただちに追加の送迎費用を徴収することは適当ではなく、通常の事業の実施地域から利用者宅までの距離や近隣の利用者の有無、送迎ルート状況等から追加費用の徴収が必要となる場合は、実費相当の金額とすることや利用者に追加費用の徴収について、説明し同意を得る必要があることにご留意ください。</p>
	<p>・事業所番号は総合事業開始に伴い新たに付与されるのでしょうか。</p>	<p>これまでに訪問、通所介護の事業を実施していた事業所については従来                      の事業所番号のままとする予定です。</p>

通所

区分	内容	回答
報酬・加算 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援者が総合事業に移行した場合も、現行どおり利用定員に含まれるのですか？</li> </ul>	<p>通所型サービス(予防通所相当)の利用者は通所介護の利用者と合算されるため、利用定員に含まれます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動機能の加算は現行通りか？</li> </ul>	<p>通所型サービス(予防通所相当)については加算、減算ともに現行の介護予防通所介護と同様となっています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チェックリストを当分つかわないのであれば、3月以降期限切れの人は、再度現行どおり認定審査を受けるのか？</li> </ul>	<p>認定の更新申請を行っていただく必要があります。</p>
報酬・加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所型サービスの単価について、変更はないとのことでしたが、加算についても変更はありませんでしょうか。</li> </ul>	<p>変更ありません。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加算がなくなるという事があるのでしょうか。運動器向上加算225単位</li> </ul>	<p>変更ありません。</p>
小規模・密着	<p>運営推進会議のあり方で質問です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デイサービス内で行わなくてはなりませんか？例えば、町会館をお借りするなどはOKですか？</li> <li>・会議の時間としては、何時間くらいですか？1時間くらいでもOKですか？</li> </ul>	<p>運営推進会議の開催場所は事業所内に限られません。事業所内での開催が難しい場合は市民センターの会議室等を借りて開催することも可能です。</p> <p>これまで運営推進会議の対象となっていた認知症グループホームや小規模多機能では、会議の開催時間は概ね1～2時間程度が多いようです。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防の方の平成28年3月以降の受け入れ先はあるのかどうか。</li> </ul>	<p>平成28年3月の総合事業移行後、要支援認定の更新を迎えるまでの利用者はこれまでどおり介護予防通所介護としてサービスを利用いただきます。</p> <p>認定更新を迎えた利用者は総合事業に移行し、アセスメントの上で通所型サービス等を利用いただくこととなります。</p> <p>従って総合事業移行により利用者の受入先がなくなるということはありません。</p>

通所

区分	内容	回答
小規模・密着	<p>・20人以上のところには行きたくない方もいるのではないか。</p>	<p>地域密着型通所介護(利用定員19名未満)への移行後に利用制限が生じるのは、要介護1以上かつ他市被保険者(住所地特例者を除く)が、新規に利用を開始する場合です。既存の利用者が直ちに利用できなくなることはありません。</p> <p>平成28年3月末現在で利用中の他市被保険者についてはみなし指定の対象となるため、4月以降も継続して利用が可能です。</p>
	<p>・利用者本人が現行デイを利用したいと思っているのに住所地特例の市が申請に同意しなかった場合、利用者はどうするのか。</p>	<p>平成28年3月末時点で利用中の利用者に関してはみなし指定の対象となるため、平成28年4月以降も継続して利用が可能です。</p> <p>新たな指定申請及び同意が必要となるのは今後利用を開始する他市被保険者(住所地特例者を除く)であり、こうした方が積極的に市外事業所を選択すべき理由は乏しいと考えております。</p> <p>なお、八王子市では区域外住民の地域密着型サービス利用に関して、「八王子市地域密着型サービスの区域外指定及び利用に関する要綱」で基準を定めており、平成28年4月に向けて地域密着型通所介護に係る取扱いを追加する予定です。</p>
小規模・密着指定	<p>定員・小規模デイの定員10名を変えずに通常規模デイ(定員21名)のサテライトに移行予定ですが、人員基準として、常勤専従の看護職員をサテライト事業所に配置しなければならないのでしょうか。(地域密着小規模多機能型サテライトに移行予定はありません)本体事業所の看護職員の人員基準を満たせば良いですか。</p>	<p>この場合、本体及びサテライトの単位毎に看護師を配置する必要があります。</p> <p>看護師は各単位に提供時間帯を通じて専従する必要はないため、同一の看護師が本体とサテライトを移動して掛け持ちで勤務することも可能です。ただし、利用者の体調が急変した時に事業所に駆けつけることができる体制を構築する、適切な指示ができる連絡体制を確保するなど、提供時間を通じて密接かつ適切な連携を図る必要があります。</p>
小規模・密着	<p>運営推進会議用の決められた用紙はありますか？</p>	<p>様式等はありませんので各事業所が任意に作成してください。</p> <p>市では現在、参考資料として運営推進会議の説明書を作成中です。完成後に改めて周知させていただきます。</p>
小規模・密着	<p>・運営推進会議の構成員の交通費と日当等は、どこから出るのか？</p>	<p>交通費、日当等を支出するか否かは事業所ごとの判断となります。これらを支出する場合は事業所の経費の中で賄っていただくこととなり、介護報酬等の追加はありません。</p> <p>なお、八王子市が把握している限りでは市内の小規模多機能やグループホームで運営推進会議の構成員に対して交通費や日当等を支出している例はないようです。</p>
	<p>・運営推進会議の構成員の中で自社の人選は誰でもよいのか？</p>	<p>運営推進会議の主宰者は事業所であり、通常は事業所の責任者である管理者が司会進行を務めるケースが多いと思われます。</p>
	<p>総合事業は今後、時間的制限を設ける予定はありますか。</p>	<p>平成28年3月以降の事業実施状況を踏まえ、状況によっては報酬体系を見直していきます。</p>

通所

区分	内容	回答
小規模・密着	どのように運営推進会議を開いたらよいのか、何時間くらい時間が必要なのか。	<p>運営推進会議の内容に関しては特に定めはありません。事業所のサービス提供状況を報告し、参加者からの意見や要望を聞くことで開かれた事業所運営やサービスの質の向上を図るという目的を念頭において各事業所でご検討ください。</p> <p>なお、運営推進会議で取り上げられることが多い主な議題は説明会の資料にも記載してありますので参考にご覧ください。</p> <p>これまで運営推進会議の対象となっていた認知症グループホームや小規模多機能では、会議の開催時間は概ね1～2時間程度が多いようです。</p> <p>市では現在、参考資料として運営推進会議の説明書を作成中です。完成後に改めて周知させていただきます。</p>
小規模・密着	<p>定員19人以上の通所介護事業所のサテライトに移行する場合の取扱いについて伺いたい。</p> <p>・基準上、サテライトにはどの程度の設備が必要となるのか(静養室、相談室等)</p>	<p>サテライトには基本的に本体事業所と同等の設備が必要になると考えます。食堂及び機能訓練室(合計面積が定員一人当たり3㎡以上であること)のほか、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①静養室、</li> <li>②相談室、</li> <li>③事務室、</li> <li>④個人情報保管する鍵付のロッカー等、</li> <li>⑤トイレ・洗面設備</li> <li>⑥通所介護の事業に必要な設備(キッチン等)</li> <li>⑦消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</li> </ol> <p>などが必要となります。</p>
小規模・密着	・サテライトに移行した場合、サテライトとなる事業所の利用者は事業所の変更としてサービス担当者会議を開催し直す必要はあるか。	サテライトに移行したとしてもサービスの提供場所等は変わらないため、サービス担当者会議を開催する必要のない軽微な変更と考えます。
小規模・密着	・サテライトは本体と同一の事業所名となるのか、全く異なる事業所名をつけることも可能なのか。	<p>サテライトであることがわかる名称としていただく必要があります。基本的には、(本体の事業所名)+(サテライト表記)といった事業所名としてください。</p> <p>※サテライト表記の部分には「〇〇出張所」、「〇〇支店」、「〇〇営業所」のようにサテライトであることがわかる表記を入れてください。</p>

通所

区分	内容	回答
小規模・密着	サテライト型に移行した場合の各職種の人員配置はどうなるのか	<p>・管理者：本体事業所と同一とします。</p> <p>・生活相談員：本体とサテライトのサービス提供時間の最大値(*1)に相当する勤務時間が必要です。該当の勤務時間を、利用者の相談業務に支障を生じないように配慮しつつ、単位ごとに配分してください。</p> <p>*1《サービス提供時間の考え方》          本体 単位①9:00-16:00、単位②10:00-17:00          サテライト 単位①10:00-16:30          ⇒ 9:00-17:00がサービス提供時間の最大値(8時間)になり、生活相談員はサービス提供日ごとに8時間分の勤務時間が必要。</p> <p>・看護職員：単位ごとに配置が必要となります。看護職員は利用者の健康管理を行うために必要と認められる時間分の勤務時間があればサービス提供時間を通じて専従する必要はありませんが、利用者の体調不良時に事業所に駆けつけるなど、サービス提供時間を通じて密接かつ適切な連携を確保する必要があります。</p> <p>機能訓練指導員：事業所ごとに配置することとなりますので、本体事業所とサテライトを兼務可能です。なお、それぞれの利用者に適切な機能訓練が実施できるよう配慮しつつ、各単位の業務に従事させてください。</p> <p>介護従業者：単位ごとの配置となります。本体とサテライトは別単位となりますので、それぞれの単位の定員数にあわせて配置してください。</p>
小規模・密着	総合事業及び地域密着型通所介護の契約書及び重要事項説明書は取り直すのか	<p>総合事業に移行の際はサービス担当者会議等の機会をとらえて改めて契約締結や重要事項説明書の説明、同意を行っていただく必要があります。</p> <p>地域密着型通所介護への移行についても本来は再契約等を行うことが望ましいと考えますが、平成28年4月の一斉切替による事業所負担等を考慮し、必ずしも再契約等を強制するものではありません。ただし、これまで通常規模として報酬算定しており、地域密着通所(小規模型と同単位)への移行に伴い報酬単位数が変わる場合は、利用者負担も変わることから再契約や説明、同意等が必要になるものと考えます。</p>

通所

区分	内容	回答
小規模・密着	他保険者に在住のお客様の受入は可能なのか	<p>地域密着型通所介護に移行後は原則として、八王子市に住民登録のある住所地特例者以外は、他市被保険者（八王子市以外の自治体が交付した被保険者証を所持する方）を新たに受け入れることができなくなります。</p> <p>ただし、平成28年3月31日現在で事業所を利用中の他市被保険者に関しては、みなし指定の対象となるため、平成28年4月以降も継続して利用が可能です。</p> <p>他市被保険者が新たに利用を開始する場合は、事業所が該当市に指定申請を行うとともに、他市指定に対する八王子市の同意が必要となります。</p>
小規模・密着	サテライト型通所への移行方法はどのようにするのか	<p>定員19名以上の通所介護事業所のサテライトに移行する場合の手続きについては以下のとおりです。</p> <p>①サテライトとなる事業所を移行日の1か月以上前に廃止申請する。 ②移行日から10日以内に本体事業所の変更届を提出。</p>
小規模・密着	地域密着型は総合事業の中の地域密着型か、地域密着型の中の総合事業なのか。	<p>地域密着型通所介護と総合事業の指定は全く異なるものです。</p> <p>通所介護事業所のうち利用定員19名未満の事業所は平成28年4月に介護部分の指定が居宅サービスから地域密着型サービスに移行します。しかし、該当事業所が予防の指定を受けている場合、予防部分の指定は介護予防通所介護のまま残ります。</p> <p>介護予防通所介護事業所のうち平成27年3月末以前に指定を受けた事業所は現在、介護予防通所介護の指定と、総合事業の通所型サービス（予防通所相当）のみなし指定を受けています。 八王子市ではみなし指定を受けていない事業所についても総合事業の新規申請を受け付けます。 なお、現在の介護予防通所介護の指定は平成30年3月末に自動的に失効となる予定です。</p>